

○ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）（第四条関係） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第十二条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）<u>第二十条第三項</u>又は<u>第二十一条第三項</u>の規定により許可を受けなければならない行為</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>（大規模行為の届出）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第十二条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）<u>第十三条第三項</u>又は<u>第十四条第三項</u>の規定により許可を受けなければならない行為</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>（大規模行為の届出）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>3 第十二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第四号中「景観指定地域」とあるのは「大規模行為届出対象地域」と、「指定され、又はその区域が拡張された」とあるのは「指定された」と、同条第六号中「又は<u>第二十一条第三項</u>」とあるのは「若しくは<u>第二十一条第三項</u>」と、「行為」とあるのは「行為又は同法<u>第三十三条第一項</u>の規定により届け出なければならない行為」と、同条第八号中「行為」とあるのは「行為又は同条例第二十一条第一項の規定により届け出なければならない行為」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>3 第十二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第四号中「景観指定地域」とあるのは「大規模行為届出対象地域」と、「指定され、又はその区域が拡張された」とあるのは「指定された」と、同条第六号中「又は<u>第十四条第三項</u>」とあるのは「若しくは<u>第十四条第三項</u>」と、「行為」とあるのは「行為又は同法<u>第二十六条第一項</u>の規定により届け出なければならない行為」と、同条第八号中「行為」とあるのは「行為又は同条例第二十一条第一項の規定により届け出なければならない行為」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

